

## 令和5年度第2回茨城県文化審議会議事録

1 日 時 令和5年12月19日（火）午後2時から午後4時まで

2 場 所 茨城県市町村会館 2階 201会議室

3 出席者 茨城県文化審議会委員（敬称略）

町田 博文、吉澤 鐵之、班目 加奈、根本 悦子、金子 賢治、  
垣内 恵美子、鷺田 美加、睦好 絵美子、生田目 美紀、羽原 康恵、  
小沼 公道

（欠席：能島 征二、橋本 和幸、大橋 健一、鈴木 さつき）

※委員15名中11名が出席

県行政組織条例第26条第3項に定める「半数以上の出席」を満たし、審議会成立。

事務局 生活文化課長 佐藤 隆史 他生活文化課4名  
文化課2名、義務教育課1名、高校教育課1名

## 4 議事の経過及び結果

### （1）議事録署名人の指名

垣内委員長は、議事を開始するにあたり、生田目委員及び根本委員を議事録署名人として指名し、両委員はこれを了承した。

### （2）審議会の運営

審議会の運営については公開とすることに決定した。

### （3）議事（1） 主な文化振興事業の実施状況と今後の方向性について

資料1～2により事務局から説明

#### 【各委員及び事務局の発言概要】

（委員）

文化芸術体験講座でございますけれども、県の方で大変細かく、あるいは積極的に取り組まれている、大概いいことだと思って敬意を表しているところでございます。

要望とか質問がごちゃごちゃになっておりますので、その辺りのところ、後で整理してお答えいただければと思っています。

まず、私どもが用意しましたファイルに入っている資料ですが、細かな写真がいっぱい入っている、体験講座の報告書みたいなものがコピーであるんですけども、これはあくまで美術だけの資料でございまして、美術では昨年こういうことが展開されたということで、これを見れば一目瞭然ということなのですが、美術以外の様々な取り組みについても、こういった資料が目に見えるものとして私ども委員の手元に手に入れたいと思います。ぜひ令和5年度の取り組みについて、来年初めにでもこういったものが委員の元に配布されれば大変いいのかなと思っ

ていますので、可能であったらよろしくお願ひしたいと思っています。

それから、資料3ページの文化芸術体験講座の内訳で、音楽、美術、伝統文化の表に学校枠の合計が112講座という数字で示されていますけれども、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、様々な学校があるわけで、それぞれに小学校いくつ、中学校いくつと、具体的な数をお示しいただければ大変ありがたいと思っています。ちなみに、この資料にもございますように、美術は小学校が非常に多いところでございます。

私自身も小学校でおこなわれた出前講座を視察に何回か行っておまして、そこで感じたことなんですけれども、美術の場合だけですが、その小学校の授業でやるべきこと、授業で当然やって当たり前のことを出前講座でおこなっているような印象を受けたわけです。

実態として話を聞くと、私が視察しなかった他のところの連中も同じようなことを言っているんです。当然、学校の授業の中で学校の先生が指導するような内容を出前講座でやっている。どういうことかという、その学校が出前にそういうことを求めているから、こちらではそういうことをやっていることになっているので、その辺りのところが、美術だけなんです、教育委員会と各学校との連携というのはどのようにされているのか、義務教育課あるいは高校教育課もそうですけれども、どんな関わりを持ってやっておられるのかなと疑問を持ちました。

つまり、本格的な文化芸術を体験することが大きな狙いでございますので、そういう観点からするとどうなのかなと感じたところでございます。

小学校や中学校に出前に行っているということあげれば、義務教育課、高校教育課という教育委員会との連携というのは当然あってしかるべきで、お互いに情報が共有されていることは当然のことだと思うので、後でコメントがあったらお聞かせいただきたいと思っております。

それから、水戸一高の中学校の出前講座を先週おこなって、私自身も関わって行って参りました。体験と同時に育成という観点も非常に色濃く入った内容であったと思っております、こういったレベルの高い出前が、今回だけではなく、将来的に一つではなく二つ三つ広まっていければいいのかなと思っています。

具体的に、例えば美術だけでいうと、美術科を併設している高等学校がありますよね、笠間高校、取手松陽高校ですか、そういったいわゆる専門性の高いところに、こういった専門性の高いものを出前していくと、非常に効果的なのではないかと感じております。

我々、関わる者の立場で言わせていただくと、やはりレベルの高いものをやっていきたいというのは当然のことで、そのためには小さな子どもよりはポテンシャルの高い、可能性のある、年齢の高い子ども、具体的には高校生にぜひ出前を持っていきたいと個人的にも考えております。

従いまして、高校教育課にはもっと積極的にこの出前の事業に対して見ていただきたいと思っていますところでございます。

それから、事務局から説明がありましたけれど、現代茨城作家美術展、現美展ですね、それから、移動美術展覧会、これはセクション展というものなんですけれども。小耳に挟んだところによると、同じようなことやっているんじゃないか、そういうふうにはぼーっとしてると見えるんだけど、当事者としてしましては全く目的が違いますよね。県展は公募展だし、現美展は全くのセクション展だし、移動展は茨城の各地の地域で見られるということで、目的は全く違っているので、この辺りの部分を県の方でしっかり捉えていただいて、対応していただけたら大変ありがたいと思っております。

(事務局)

まず出前講座のうち、小学校と中学校と高校でどのぐらいの実施箇所数の割合になっているのかということですが、今年度のデータは手元にないのですが、大体の傾向として、例えば昨年度ですと、学校卒全体として105校のうち、小学校が77で一番多く、中学校と義務教育学校が13、高校と特別支援学校が15なので、やはり高校は大変少ない割合になっております。

それから順番が前後しますが、最後の、県の芸術祭と現美展の住み分けについては、直接私のところに、同じようなことをやっているのではないかという声があったということは実は承知はしておらず、もしそういうことがあれば当然、別のものであるということをご紹介させていただこうと思っております。今のところ、そういったご意見を聞いたことはないと感じております。

それから、美術鑑賞の出前講座について、委員お二人にも講師としてご出席いただきましてありがとうございました。今後についてですけれども、レベルの高いものをやっていききたい、今回は対象が中学校でしたが、もう少し上の高校生ぐらいを対象にということでしょうか。今年度に1回目を実施させていただいたところでございますので、対象については、学校や年齢をどのようにするか、また改めて引き続きいろいろとご相談をさせていただきながら進めていければと思います。

それから、学校教育の中での芸術につきましては、内部で検討、相談をさせていただいて、また改めて別の機会にご報告をさせていただければと思います。

(事務局)

義務教育との関連ということでご質問がありましたが、陪席の立場ですので、簡単な部分だけ申し上げますと、学校の教科は、学習指導要領に基づいて授業がおこなわれております。そこ出前講座がうまくマッチングすれば良いのではないかと思いますので、そういったことがうまく進むようにしていきたいとは思っておりますけれども、学習指導要領の教科の枠を超えてしまうと、それはおそらく教科の授業というよりは、特別活動の文化的行事とかそういったところの枠になってくる場合もあるかと思いますので、その辺が混在してしまうことで、先生方がお考えのことと学校の考えがずれてきてしまうこともあるのかなと感じているところです。

(委員)

先ほどの委員のご意見の延長なんですけど、この間、書の出前授業に行ってきた者に聞くと、低学年で筆の持ち方から何からできないようなところへ派遣されて、これは私どもが来るようなところじゃないんじゃないか、出前授業の前に学校でこういったことを教育するべきで、芸術出前講座といっておきながら、まるっきりレベルが違ったという話がありました。

まず学校に出前授業の希望を取るときの案内書がどうなっているのか。例えば書の場合は、低学年に対してこれだけの芸術をやっている人を行かせるというのはちょっと対応が違うのかな。おそらく小学高学年ぐらいからだったら対応できるかと思いますが、案内書の段階で、低学年は書は無理かなということを入れてもらえるといい。

他の出前授業のところにもそういったことが出てくるんじゃないかという気がするんですが、講師を派遣する側と受け取る側の需要供給のバランスや目的が違う気がいたしております。

そういうこともありましたので、美術展覧会役員の中で相談して、1回我々も体験授業やってみようということで、鑑賞講座をしたわけです。せっかくこれだけの作家として活躍している人が行くのであれば、作品を持って行って、実際の作品を見せて、こういう作品を作っているんだということで、鑑賞の授業も大事ではないかということで、業者に大きい作品をわざわざ会場に持って行ってもらってやった。

結果としては、やはり、素晴らしい普段見ない大きな作品を見せてもらったということで、子どもさん方も、絵や彫刻や書の世界が大きいということを見てもらったのは、もうそれだけで課外授業というか出前授業の大きい効果だったんだと思うんですが、今ここでやってる出前事業ではそういったものがまだあまりされてない。

派遣してそこで書いたりとか書かせたりはするんですが、ぜひそういった鑑賞と実技というようにすると、いくらかためになるものがあるんじゃないか。そういったものが提供できます、こういう授業をやりますという案内を各学校にしてもらえると、それに合わせた学校が手を挙げてくれて、行く人と学校側が希望している授業ができるのではないかという気がするんですがいかがでしょうか。

(委員)

この点についてどのようなご案内通知をされているのか、そもそも出前講座の趣旨は、「本格的な文化芸術を体験することができる機会を提供する」というのが一番最初に来ているので、本格的というところが十分理解されているかどうか。

書写の場合、教科書でも習い始めるのが中学年からということもございますので、どういう形でうまくマッチングするのかというところ、何かお考えがあれば。

(事務局)

今、委員がおっしゃられたことは、書道の大家の先生、プロの方が、ハイレベルの書を見せるとか指導しに行くのに、行った先が、極端にいうと筆を初めて持つような感じで、美術家でなくてもいいんじゃないかという感じなんじゃないかな。おっしゃることよくわかりました。

それは、先ほど最初にご意見があったことと、もしかすると通じるのかもしれませんが、普通の美術の授業の一環でやればいいレベルであって、本物の芸術家っていう言い方をしたらなんですけども、この前の鑑賞講座もものすごく贅沢なイベントだったわけですけども、その道の本当に高いレベルの人が行ってやるのとは違うのではないのかという、そのミスマッチがあるのではないかということですよね。その点は、今後のやり方について考えさせていただきたいと思います。確かに、学校の書道の授業でやる最初の内容を、美術家の方に行ってくださいと始めるというのは、やはり少しミスマッチな気がしておりますので、そこはよく検討させていただきたいと思います。

(委員)

学校で、ちゃんと書道を教えられる先生がいなくて来て教えてもらいたいという希望のような感じなんです。学校でそういう義務教育がちゃんとできないので、先生に来てもらいたいという希望で申し込む学校があるみたいなんですけど、こちらは、派遣する時にはそうではなくて、本格的な作家の人を派遣するわけで、ちょっとそこが違う。

実は、なかなか今、学校の先生が墨を使わせると汚したりするので嫌がるということがあって、文部省では小学1年生から水書き書道というものを推薦して、汚さないように、学校の先生方が教えやすいようにと、全国の学校に指導要綱がいているんです。ただ、なかなか水書き書道といっても、今まであまり知られていなかったことなので、各県で教育委員会と一緒に、そういった指導方法もありますよ、水でまず汚さないような、そういったものを作って、徐々に小学3年生になったら墨を使うように、各県単位ぐらいでそういう講習会を開いて広めていこうといっている矢先にコロナになってしまったので、ちょっと今、中座してる状況なんです。

なるべく学校の先生が書道を教えやすいようなことも書道会としてはいろいろ考えているんですが、この出前講座はそれよりもっとランクの上な先生方が行って、お習字とは違う「書」というものを見せて、芸術に繋がってくる分野なんだというのを見せるのが、この出前事業の意義かなと思うんですが。それが、書道を教えるその一番最初のところを手伝ってもらいたいという学校の希望が多いので、そこに温度差がある感じがする。さっきも言ったように、学校への案内書で、こういう授業を提供しますというのが具体的に見えれば、受け入れる学校側でも、こういう授業をしてくれるんだというのがわかって、そういう態勢で手を挙げてくれるんじゃないかと思う。どういう案内書がいているのかが心配だなと感じています。

(委員)

要するに、出前で小学校に行って、こんなことがなされているということ、義務教育課の方で把握しているのかどうかということも、私は非常に疑問を持っているんです。把握していて、生活文化課と連携されているか、繋がっているのかと常々思っているんですけどいかがでしょう。

(委員)

現場として。

先ほどの委員のお二方が言っていることはごもっともで、おそらく生活文化課で希望校を集めた後の、コーディネートの問題だと思う。直で学校と先生方がやっているのか、間に入って派遣文書だけで終わっているのかという状況だと思います。

なぜ小学校からの希望が多いかというと、小学校は教科担任制ではなく、専門性の高い先生がいないので、小学校はやっぱり専門性の高い先生をお呼びしたいという考え方があります。特に書道は、高校では免許を持った先生が授業をやっているの、専門性の高い授業はできるんですけども、中学校小学校においては、書道、美術、音楽の先生方が少ないので、子どもたちに本物を見せたいというところで申し込まれる学校があるというのが実情です。

ただ、本来のこの事業の目的からすると、コーディネーターがどの程度コーディネートをしてやっていくのかどうかなので、ここは委託先とよく話をして、調整をしてもらうことが大事かなと。まして芸術家の方々の作品を子どもたちに見せることはとても素晴らしいことで、そういう機会が美術館に行けない子どもたちにとって、前から私言っている通り、低所得の子どもたちにとってみたら、芸術家の方々が目の前に来て授業をやってくくださるっていうことが、何よりの本物を見せる機会になるので、ぜひコーディネートの段階を調整していただければ、これからどんどん機会が深まるのではないかと思います。

(委員)

基本的に、全員関わっている方々は善意でやっているんですね。学校の先生たちは、本物の作家さんの作品を見られる、しかもご本人が来る、その直接体験っていうのはもうかけがえのないものだと思って提案される。そして、いらっしゃる芸術家の方々も、将来を担う子どもたちを育てるといふ善意で行くわけですけれども、そこにどうしてもミスマッチがある。

それは子どもたちの教育の内容も、ご存知かと思いますがけれども、教科の時間数とか時間枠、美術とか書道、書写に当てる時間というのが非常に少ない。過密なスケジュールの中でこなしていくという現状もあって、どうしても十分な準備ができないまま突入ということもあるのかもしれない。

この辺りは、出前講座にどういう成果を求めるのかという、目的とも非常に機密に関わることなので、一度、学校現場の先生方、そして教育委員会、さらにご担当の生活文化課、そして関わる先生方も含めて、よく調整していただいて、いい形で最大効果があがるように検討していただくということではいかがでしょうか。

課題がどこにあるのかというのは今非常にクリアになったかと思いますが、ちょっとお時間を頂戴して、事務局の方で検討してはいかがかと思えます。

(事務局)

今、委員からいただいた意見をしっかり受けとめて、教育庁とも相談しながら、関係者、委託先、あるいは教育庁、もちろん我々で、どういう方向に持っていくのがいいのか、改めて今日いただいた意見を踏まえて十分検討させていただきたいと存じます。

(委員)

立ち上がりの事業ですので、今後に期待する。少しトライアルアンドエラーをしながら、調整をしていくということが必要になるかと思えます。大切な事業なので、いずれ拡充していくことになるかと思えますので、そこら辺も見据えていい形で枠組みを作っていただければと思います。

(委員)

ただいまのお話は、学校側も子どもたちも、一流のプロの方に出会えるという貴重な体験でございまして、体験が後で大きくなって高校生になったときに、僕子どものときに見たよ、あんな先生みたいになりたいとか、そういう夢を与えられたらいいかなと思っています。

食文化は全く逆でございまして、子どもの味覚教育はできるだけ小さい時からということで、茨城県食文化協会でも子どもの支援活動しております。

ただ、子どもが置かれている食の状況の悪化というものを非常に感じております。子ども食堂というのが、茨城県内でも約183件、未公開もございましてもっとたくさんありまして、昨日の読売新聞にも載ってございましたけれども、子ども食堂が公立学校並みに増加している。朝からご飯を食べさせているという状況で、これは子どもでなくなったらどうなるのだろうと心配しております。

そういう中で、子ども食堂、私たちも本当に支援活動をいっぱいしておりますけれども、茨城

県の児童虐待数が4033件ということで、過去最多で右肩上がりなんです。茨城県でものすごく増えております。

そういった中で、本来は子育て世代の親たちの食文化の教育が重要なんですけども、皆さんお仕事をしているので忙しいとか時間がないということで、なかなか徹底して指導することができない。だからこそ、やはり小さい子どもの時から、いろんな食文化や芸術にできるだけ触れさせることがとても重要だと思うんです。小さいときから、書道を見た、音楽を聞いた、陶芸、いろんな各分野に触れることによって、心身ともに豊かにして、知能、技能、それから芸能、そういったものを身につけさせて、感性を高めて、心のゆとりがある教育をなさって、そして少しでも虐待から緩和されることを願っているわけなんです。

私の行っている出前講座ですけど、まだスタートしたばかりで、先ほど言いましたように教育委員会にご理解をいただかないと、家庭科の講座の中に入り込んでいくわけなんですけども、先生とはもうかなりご相談をして、密に連絡をして参っております。昨年度は2校だったんですけど、本年度は1校増えまして、本当に皆さんのご協力によって、1校増えるというのは本当に大変なことなんだとつくづく思っております、感謝申し上げたいと思います。

実は、食文化の「五感で楽しむ」ということで、カリキュラムでメニューを2品、じゃがいもとかホウレンソウとか使っておこなったんですけど、ちょうど茨城県は大麦が収穫される月だったんです。麦秋の候といいまして、麦茶のできる大麦がちょうどできる時期だったんです。

私、いつも麦茶を2リットル、午前午後であるので20本用意して、うちのスタッフとか先生方に持ってくるように言ったんですけど、どうせだったらと思って。ちょっと持ってきたんですけど、これは茨城県の麦茶なんです。茨城県で麦茶を作ってるんですけども、これで200円なんです。200円で夏は1か月使えまして、大体1日に2リットル、ということはたった200円です。だから、皆さん30日間で麦茶を6,000円もお金出して買っているんですが、これは200円なので1日7円なんです。

これを、せっかくの機会だから、やかんにこの麦茶を入れて、教えることもなく煮立てていたら、子どもたちが入ってきて、「何、このいいにおい。何これ」って言うんです。だから「麦茶だよ」って言うと、「え、麦茶？」って言うわけ。若い先生方も、「麦茶ってペットボトルでしょ、僕たちペットボトル以外知らなかった」って言うんです。実はこれがそうなんだということで。そして、小学校には外国人もいらっちゃって、お母様もついてきた方がいらっちゃって、「これは飲みませんので出さないでください」と言われたんです。でも、いい匂いで飲んだら甘い、おいしいということになったら、その外国人のお母さんも、もう拒否どころじゃなくて、おかわりをくださいと。もう授業より麦茶で終わったみたいな状況だったんです。

これは実はすごい食育で、麦茶は終わったら乾燥させれば燃えて土に還るんです。ところが、ペットボトルを20本その日に持っていったら、これは後にはマイクロプラスチックになって、自然界で魚が食べて、生命体に影響を及ぼすんです。ですから、本当の意味での食育活動ができたなと思って。私は、授業の内容よりも、麦茶だけで子どもたちがワーッとなって。大麦は土に還る、でもペットボトルは土には還らない。むしろ私達の生体に異常が出るということで、本来の食育の指導ができたかなと思って、子どもたちの感動と、来ていたお母様の感動と、私自身がこれで感激しちゃったんだと思って帰って参りました。

習字とは大分違うのですが、今後も、食文化はできるだけ小さいときからの食の教育・味覚教育が本当に重要だと思いますので、大人になったらいい食戦力、料理力を身につけられるよ

うな状況に持っていけたらいいなと思うので、また皆様に1校でも多く、教育委員会あたりに手を差し伸べていただけたらありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

(委員)

文化芸術体験出前講座について、各委員のお話を伺って、やはり体験に基づくお話というのが一番訴求力がありますし、子どもたちに今一番不足しているといわれている実体験の場をお作りいただいているということはとても感謝に思いましたし、ぜひ次年度以降も様々課題を解決していただいて、継続していただけたら本当に子どもたちにとって素晴らしい機会になっていくのではないかと思います。

資料1-1の4ページ、5ページに関しまして申し上げます。5の茨城県移動展覧会についてお話いただきまして、ありがとうございます。フライヤーの方も拝見しましたけれども、芸術家の方々の作品発表の機会にもなっていて、また一般の方々が、お住まいのところから身近なエリアで、本物に触れられる機会ということで、とてもすばらしい事業だと感じております。次年度も継続ということで、ぜひ今後もこういう機会を、県民の皆さんに提供していただけたら嬉しいと思いました。私もつくばの方で拝見いたしました。

こちらの報告の方で、入場者数と併せてYouTube閲覧数というものが載ってまして、中には1,000回越えのものもあって、YouTubeの方でも皆さんにご覧いただいている様子というのを拝見しました。現在、本物を見たところで、それをまたおうちに各自が帰って、SNSやYouTubeで復習、もう一度見るという行為もありますし、逆にそういうものに触れた若い方々が、今度は本物を見たいということで現場に足を運ばれる、その双方向のやりとりというのが本当に増えていると感じます。

今、1男1女が家におりまして、ちょうど20歳と24歳なんですけれども、どこかに行く時に必ずSNS、YouTube、TikTokを確認して、本物を見る前に本物のウェブを見てから行くんです。そういう感覚というのは、私たちの世代にはなかったもので、すごく新鮮でもあるんですが、やはり今はこういった動画配信等というのもますます必要になってくるのではないかと思います。ぜひこのような形で、今後も発信していただけたらと思いました。

5番にも関係してくるところですが、6番に関して、各種媒体を通じた文化情報の発信ということで、こちらでもSNS、YouTube等について記載をされています。それぞれの発信について拝見しているんですが、X、元ツイッターに関しては長くされているということもあって、600フォロワー越えになってまして、情報の発信数もあると思います。

YouTubeの方が、登録者数がまだ2、30弱ぐらいになっていると思うんですが、これだけの閲覧数があるのを拝見すると、登録者数が増えていると新しい動画が配信されたときに、チャンネル登録者の方々に配信されたということが伝わりますので、今後そこが増えてくると、同じ配信数でもより多くの方に届いていくのではないかと思います。

そういうことで、今、この表の方では、発信数の見込み実績が書かれてはいますが、今後はやはり紙媒体より、ネットでの情報発信というのが時代的にメインになってくるということもあると思いますので、今後数年のうちには、このYouTubeの登録者数ですとか、あるいは閲覧数、発信したというよりもどれだけ届いたかということが、目標数や実績として示されていくと、より真実の数字、どれだけのもが皆さんに届いているかというところで対策や検証がおこなっていただけるのではないかと思います。

いずれにしても、とてもたくさんの発信を効果的におこなっていただいて、なかなか現場にいらっしやれない皆さんにも届いているということを実感しております。

(委員)

先ほど委員の先生方がご意見されていたことについて、自分の専門性からお伝えするところでございますが、先ほどの文化の出前講座の事業の価値を決める良し悪しのところが、コーディネーションがあるのかどうかということに尽きると、先ほどのご指摘通りだと思っています。

県の広域で、コーディネーションのすべてを県的生活文化課だけでやるというのは非現実的だと思っています。というのも、取手市でも学校の現場に通年で入らせていただいている事例があるんですけども、毎週学校に通って、先生方とどのように授業をやりたいかという話をして、かつ芸術家がやりたいこともそこにマッチするという、本当にコミュニケーションの手数が必要な中で、それを県やその受託事業者の方の窓口だけでやっていくのは、割と非現実的なのではないかと、お話を聞いていて思いました。

そうすると、県としてどのようにしていかれると良いかなと思ったかといいますと、県も広域なので、その各地域・各市町村の中間組織を育てるような、各地域での教育と芸術をつなぐような仲人・マネジメントする組織体を作っていけるような設計をしていかないと、おそらく学校に行ってみたら芸術家がやりたいことと違うとか、せっかく芸術家の方が行っているのにそれが最大限発揮されていないというようなことが、重ねて起こっていくのではないかと思います。中間支援組織を育てるといような、一つの文化政策の軸として検討される必要があるのではないかと思います。

先日、アーツカウンシル静岡の方で、事業で呼びいただきまして、静岡も茨城と同様に、地域ごとの特徴が様々で、県南の沼津などは都市に近く、浜松の方は全然文化圏が違うという感じなんですけれども、それぞれにおいて文化政策方針は違ってくるということで、県の方で音頭を取って、それぞれの地域の特性に合わせた芸術と教育の設計が話せるような体制づくりが必要だろうと感じました。

そこに、例えば茨城出身の文化芸術のマネジメントを学んだ若者たちが仕事を得て帰ってきて、その現場の担い手になってくれるような、茨城の文化芸術を茨城で育った子たち、あるいは他県で学んで、地元で働きたい文化芸術のキャリアを持った方たちの仕事の場として設計できるのが必要なのではないかと思いました。

(委員)

手間がかかるということは、＝コストなので、それを誰が負担するのかという問題が必ず出てくると思います。いろんなことを考えなければならぬわけですけども、少しお時間を頂戴して、事務局の方でまずはご検討いただくということにしたいと思います。

(委員)

特に資料に沿った内容ではないのですが、今、京都と茨城の二拠点生活になっておりまして、茨城県文化振興委員として京都に偵察に行っているような気持ちなんですけれども、ちょっとその違いとかを考えてみました。

京都はとにかく日本の脈々とした長い歴史の都としてのプライドがすごくあって、この文化振興が息づいていて、茨城とどこが違うのかと、はっと気づくと、京都はすごく狭いところに何もかもが集まっていて、みんな繋がっている感じなんです。茨城は、帰ってくるとすごい気持ちがいいぐらい広々としていますから、例えばいろんな文化施設が連携して何かやろうと思っても距離的な問題もあると思ひまして、そんな中でもお金ができるだけかからない、でもちよっとくらいかけてもいいみたいな、何かないかと思ひたんですけれども。

まず、先ほど委員の方々がお話してくださった出前講座については、中学校で部活のサポートを父兄がおこなうとか外注するとかそういうことがあると思うんですけれども、小中学校で専門家がないということであれば、例えば登録制にして、少し美術を教えられる、少し書道を教えられるという方を、学校のサポーターという形でご協力いただくという仕組みづくりをやってもいいのかなと。0とはいかないと思ひますけれども、これはあまり比較のお金が少ないかもしれないと考へました。

あとは、例えば、当然もうやってらっしゃると思うんですけれども、子どもたちに本物を見ていただきたいので、遠足などでバスで美術館に行こうというときに、補助がきちんと出る仕組みを学校の方に理解していただく。普通にPTAから教材費としてお金を集めたりする以外に、何か補助で仕組みがあればよいし、なければあるといいなということでございます。

あとは、日々の暮らしの中で体験してはっと思ひしたのは、例えば、障がい者週間になると、国の文化施設、市の文化施設、私設の文化施設が全部連携して、スタンプラリー的にしながら障がい者理解のイベントなどをおこなっている。6施設全部のそのイベントを見て回ると、何かもらえるとか。それはもちろん距離が近いからできることかもしれないんですけれども、距離を3つぐらいにすれば、茨城でもできるかもしれないと思ひました。

最後ですが、日々の中にお得感と文化を融合させているというのを知りまして、和服を着て文化施設に行くとか割引になるんです。茨城で、例えば結城紬を着ていけば割引というものもあるかもしれないし、もっといろいろあるかもしれないですが、何か日々の暮らしの中と文化が溶け込んで、しかもお得みたいな知恵があるといいと思ひました。

#### (委員)

学校は今、スクールサポーターもいますし、学校自体が非常に多種多様な専門家がたくさん入った巨大組織になっていて、かなり複雑に入り組んでいるところがあります。だからこそコーディネーターも必要なんでしょうけれども、なかなかそこは予算との関係もありますし、何を優先的に資源を投入するかというところのコンセンサスを得るという必要があるし、様々な課題があるわけですが、ここは文化審議会ですので、ぜひ本物の文化に触れるというところの重要性を、関係各局、特に教育委員会含め、学校の先生方にも十分理解していただくような説得を継続しておこなっていただきたいと、多分ここにいる委員の先生方皆さんそう思われるかと思ひますが、事務局の方をお願いをしたいところです。

それから今いろいろなお話が出ました。京都だけでなく、和服を来ていると浅草のあたりもいろいろなお店が安くなるとか、結構観光と結びつく部分も多いです。金沢市でもラッピングバスをやったりしている。チャーター分は市役所が持っているが、ラッピングバスですから、金沢21世紀美術館という表示がついているバスが走るのでそういう効果がある。いろいろな形でうまく他の部局のミッションと連動し力を借りながら、文化推進していくことも重要かと思

います。割とよくあるのは割引です。いくつかの館を回る時に割り引いてくれるという、「ぐるっとパス」や「ミュージアムパス」とかいろいろなものもあります。

様々な仕掛けが多分必要になってくるかと思しますので、この辺りも含めて事務局の方にはいろいろ調査していただいて、またアイデアを出していただければと思います。

(委員)

今、いろんな方の話を聞きまして、私も音楽出前講座の方ではたくさんお世話になっております。私も茨城県での新人演奏会に出演させていただいたことから、こちらの財団のアーティストの登録をさせていただいたり、茨城県の恩恵をこうむりまして、茨城県に育てていただいたようなところがいっぱいあるアーティストでございます。

そして少しお話がありました。部活動の地域移行のことにに関して、去年くらいに、そのコーディネーターを募集しますとか、なりませんかという話を確か茨城県の方から頂戴しまして、それに書類を出したところ、早速、ある市町村からご依頼を受けまして、市町村のコーディネーターというのをこの冬からやらせていただいている、今お話があったような地域移行に関してどのようにやっていくかというのを、学校の部活動と市町村の教育委員会の方とお話しながら、レッスンをしながらアドバイスをしていくという立場を、その町の町長さんの方から任命いただきまして、やらせていただいています。

それから、出前事業に関して、私も毎年やらせていただいております、つい先々週、12月に行っています。出前事業は、やる時は簡単なんですけれど、それまでの過程がとても面倒くさい。なぜかというと、学校とつないでいただいて、直接あとは学校とやりとりしてくださいということになるので、日程や枠組みだけが財団の方から指定して合わせていただいて、あとの中身は学校と決める。私はそこで毎回、例えば音楽では、小学校だと1年生から6年生まで全校一緒に聞くのか、低学年高学年で分かれて聞くのか、1～2年生、3～4年生、5～6年生と分かれる時もありますし、いろいろなご要望が学校から出てくるので、まず対象学年等を聞き、私たちをなぜ頼んだかということをお聞きした上で、私は教育関係も少し携わっているので、指導要領で学校での鑑賞教材と見合わせてプログラムを立ててたり、また、学校で今月の歌など歌っているものがあれば一緒に歌いましょうとか、器楽クラブがあれば一緒に共演しますとか、生徒さんと一緒にどういうプログラムだったら一緒にできるかということをご相談させていただいて、こちらからプログラムを提示して内容を決めている。一つの学校でも複数回公演がある場合は、対象によってプログラム多少差し替えて、違うプログラムを実施するというような作業をしています。

それで、先ほど委員の話にもありましたが、中間組織のことでいえば、もしよろしければ、そのマネジメント料が少し上乘せされたら嬉しいかなと思います。例えば、1人では公演ができませんので、共演者が必ず3～5人くらいと指定されて、こちらが人を選んでやっていくのですが、共演者はリハーサルして当日一緒に演奏してもらっただけであって、中身の企画はすべて私がマネジメントしているような立場になっている。委託する人の中でも、楽器演奏だけという方もいらっしゃるでしょうし、マネジメントもできる方もいらっしゃると思うので、そのあたりも能力給に影響してくれば、こちらもとても嬉しいですけども、そうした役割分担もできるのかなと思っています。

そして、私は実は、最近、子どもの早期管楽器教育の研究を始めまして、2歳からホルンや

トランペットを吹かせる、吹くための教育をするということもやっている。やはり今の学校の教育では、音楽を鑑賞で楽しむところが多いので、例えば西洋音楽の基本である音譜の読み方、昔は、我々の父世代なんかは、高校で作曲までやってたという話を聞きますけど、今は全然それほどのレベルはなく、音譜が読めない子どもたちも普通になってきているので、いろいろなことをまず体験してもらわないと、例えば吹奏楽部に入ってくる子どもたちが減ってしまうんじゃないかというのが我々現場の考え方で。例えば、サッカーや野球であったら、テレビを見てスポーツ観戦してルールを知っているから興味を持つけれども、音譜が読めなければまず演奏ができないから、みんな今の子どもたちはすぐできないと辞めていってしまうので、音譜が読めないから、楽器も吹けないから続けられないっていう子が多く見られるんです。なので、そういうところに興味をまず持ってもらうように体験してもらうということが、年代によっては大切かと思っています。

資料のどこかに、伝統文化体験の希望数が少数であったため廃止するということがあったと思うのですが、そうするとその伝統文化に携わる子どもが減ってくる、＝それに対する理解も当然減ってくる。確かに今、どこかのホールで、人気がある今どきの歌手ばかり呼ぶということは、集客や稼ぐことに関してはいいかと思うが、文化に対する県や公共団体の意義は、人気や儲けばかりではなく、理解や経験などにより子どもたちに文化が根づいていくよう貢献することかと思う。希望が少数でも、ぜひ伝統芸能などは体験の機会を与えていただけるといいと思いました。

#### (委員)

私のJICAの立場からという、なかなか今日の議事の中には関連するところがなかったんですけども、茨城県の国際交流協会の皆様とも協力して、また県教育委員会、教員研修センターの方とも協力して、子どもたち、学校現場への国際理解教育の授業のヒントになるような情報提供ですとか、SDGs教育、あるいは私たちも海外から来ている研修員を連れて、学校現場に伺って、出前講座もやっております。

つくばセンターにも多くの学校さんに訪問していただいて、海外と活動することですとか、研修員の皆さんと接していただいて、国際交流、国際理解ということをやっている。

最近の県の国際交流協会の話を知ると、県内の7万人の在留外国人の方々と多文化共生が、一つ大きな課題になっていて、多文化共生という言葉は一見聞こえはいいんですけども、外国人の方々や、近所に外国人の方々と住んでいる日本人にとっても、どのように今後一緒に生活していくか、生きていくかということところにも繋がってきているので、私たちもそういった県内の自治体と協力した多文化共生、在留外国人の方向けの活動などもやっております。

先ほど、いろいろ文化の話もあって、どんな方にとっても大切で必要なものだと思いますし、生きていくレベルというか、そういった面で、様々なお互いの文化理解、それから生活の理解、食事もそうでしょうし、例えば、緊急時にどう行動するかっていうその行動規範みたいなものも一つの文化かもしれないんですけど、そういったところも、関心を持って、今後ともやっていければと思っておりますので、今期の文化審議会の対象となっている重点項目の中には、国際の部分はあるまいんですけども、せっかく参加させていただいているので、そういった観点からも今後も活動していければと思っております。

(委員)

特別の意見があるというわけではないので黙ってたんですけど、先ほど最初に委員がおっしゃったように、出前講座で鑑賞ということで、やはり日本の小中学校、高校もそうですけど、美術教育で鑑賞ってことはすごく足りないと思うので、特に高校生に鑑賞という、癖をつけるというちょっと大げさかもしれないけど、そういうことがどんどんおこなわれて、美術館のリピーターとして、高校から、大学、大人へということに繋がっていくと思うんですけど。

前も申し上げたのでまたかと言われるかもしれませんが、高校生の入館者にしめる%って本当に少ないんです。うちの館も3%かな。水戸の近美は全国でもえらい高くて6%なんです。大体2~3%。せっかく一番いいときの高校生がそれだけでは、鑑賞というのが弱くて、美術館になかなか来てくれない。

外国の美術館に行くと、主な美術館、大きな美術館ですけれど、先生が連れてきて座らせて解説してるって風景をよく覚えてますけど、日本は連れてきて、学芸員に任せて「よろしく。」で先生が帰ってしまう。

そういうこともあるし、それから、狭いから高校生や学生の団体に教えていると邪魔扱いされたりとか、なかなかうまくできなくて。

前に、これもここで話したことはないかもしれないけれど、落し物をしまして、笠間警察に取りに行くと、笠間駅まで歩いたとき、笠間高校の前を通ったんです。ちょうど下校時間だったんですけど、笠間高校から笠間駅までの短い間で、手をつないで歩いているカップルが3組もいたんです。ベンチに座ってくしゃくしゃやってるのは2組もいて、あの人数の少ないところで5組、それを僕はたまたま遭遇するっていうのは、相当これは時代が変わったなと。ご存知の通り、僕らの時代は1学年で15~6クラスあって、3年になると私立と公立で分けますから、偏ったクラスは68人もいたり、そんな時代で、全校で手をつないで歩いているなんて1組いたかないかです。それが今はものすごい数でしょう。そうすると美術館なんてこないですよ。あれを来させるためには、相当こっちが魅力的にやらないと。よっぽど力を入れなきゃいけない。

どうしたらいいかということで、陶芸美術館ですから、今一番の接点が焼き物、お茶碗ということで、高校生の茶道部の交流会というものを毎年ずっとやっている。数年前に、茨城県で高校総文祭をやったのを契機にやってほしいということで。

最初は100人ぐらい、今は240人ぐらい来て、いろんな高校生が外向してやっている。それが必ずしもリピーターに繋がっていないのでそこはもうひと工夫要るんです。

そういうこともやったり、それから、特に出前講座を見ると、陶芸家が結構行かれてやっているんですけど、やはり作る方なので。工芸品は、手で持って温度とか重さとか厚さとか、磁器と陶器では温度が違いますから。違うといってもそんな極端には違わないけれど、それを感じてもらおうというのがやはり大事なので、企業のグループを呼んで、関彰商事とか、収蔵庫から出して触ってもらっているんです。

ベンツの営業の人などは、ダブルのスーツのボタンを外して、「うちで使っている茶碗と荒川豊蔵の人間国宝の茶碗はどこが違うんですか」とか聞かれるんです。それはなかなか答えられないことなので、わかってもらうしかないというところなんですけど、そういうふうに思っただけだけでも面白いと思う。関彰商事の茶道部の人達が団体で来られると全然違うんです。

それを「タッチ&トーク」と称して、もう何十年も前に、タッチ&ゴーという米軍の訓練をもじった学芸員がいて、それを今名前を使ってやってるんですけど、出前講座でもそういうことをもっとやっていただければ、あるいはそれにうちの所蔵品のちゃんとした人間国宝の茶碗を出して、いいものを見て触ってもらわないといけないので、そういうことができれば。僕は知らなかったんですけど、この水戸一高附属中のこういう風景はなかなか素晴らしいですよ。工芸でも井上英基さんもいて、陶芸作品を持っていったってことらしいんですけど、もっとやっていただければいいかなと。それに美術館が役に立ちたいと思うので、何かもうちょっと協力できるかと思います。

実際に今、収蔵庫から所蔵品を出して触ってもらう、それから特別展でお借りしたもののの中で、所有者に許可を得て、月曜日にガラスケースを開けて触ってもらうということで、2本立てでやっています。なかなか特別展のものをガラスケースを開けて触るとするのは難しいんですけど、所蔵品は常に幾らでも出せるのでできると思うんです。

それから、確か1年前にも覚えがあるんですけど、移動展の入館者数で、陶芸美術館がくば美術館にかなわないっていう、ちょっとがっかりするんですけど、やっぱりどうしてもこうなるんですよ。移動展というのは、それぞれが陳列するものが違うので、陶芸美術館はいわゆる工芸美術、陶芸だけじゃないですけども、漆も染色も七宝もあったりするんですけど、この前も同じようなことを言っているのご回答はいただいているんですけど、工芸美術に関しては、専門家が別に選定に入ってるわけでもないで、もっと県内の現在の工芸の状況というものを把握した人間が入って、何点かもっとびかびか光っているようなものを展示することはできないかと思うんです。

あまりご存知ないかもしれませんが、僕は、整理券作家、整理券作家とよく言っているんですが、整理券を配らないと收拾の取れない作家が、茨城県でこんなにたくさんいることってあんまりないんです。益子もそうです、まあそれなりにいますけど。それから美濃とか有田とか四国なんかでもそういうスターみたいな作家いるんですよ。ただこれだけたくさんいるってところはそんなにない。それと作品のいい悪いはまた別の問題だということもありますけど、そういう作家をもう少しピックアップして展示すると、やっぱり人は来ると思うんです。しかし、それがなされていない。なかなか美術館で、前にもっと広報に協力できないかとか何とか言って何もしないんですけどね。やっぱり、もっと選定に加わらせてもらわないと、あっという間に過ぎて、もうこの時期になったということで、全然時間がもったいない。それをもうちょっと何とかならないかと思います。

作品数も40点とかあるんですが、スペース的には倍も展示できますから、もうちょっと展示するということを考えたっていい。そうすると美術館側ももっと協力ができて、広報的にも、例えば独自の何か宣伝媒体、チラシを出すとか、あるいは雑誌に載せてもらうとか、あるいはNHKまで行くのはなかなか難しいんですけど、そういうふうにとできると思うので、もうちょっと考えていただければと思います。

#### **(4) 議事(2) 茨城県立県民文化センターの指定管理者候補者の選定結果について**

資料3により事務局から説明

(委員)

議会の方でも出ているのかもしれませんが、そもそもなぜ今になって、指定管理者を選定しなければならない事態になったのかということですね。何十年も県の方でやってきたわけじゃないですか。それをなぜ今になってという、理由や経緯をわかりやすくご説明いただきたいと思います。

(事務局)

まず前提として、指定管理制度というのは、公募をさせていただいて競争になるというのが基本的な制度設計としてございます。

それはそれとして、これまでずっと文化振興財団がやってきたのが、なぜ変わったのかという経緯といたしましては、水戸市民会館が新しくオープンしたので、民間事業者に今後の文化施設の動向などについてヒアリングをさせていただきました。これは特段、指定管理と関係があるということではなく、どういう状況なんだろうというようなことを広く、水戸市民会館の指定管理のところだけではないんですけれども、ヒアリングをさせていただきまして、そういった中で、私どもの県民文化センターも、今年度で現在の指定管理期間3年間で切れて、来年度から新しい指定管理期間が始まりますというようなお話をする機会がございまして、それで興味関心を持っていただいたと。そして、結果としては、文化振興財団を含む3社でのコンペになったということが経緯でございます。

(委員)

資料にある通り、新しい視点、活性化、相乗効果といったことが非常に強く前面に出た選定結果であろうと思います。

基本、指定管理者制度自体はもうすでに導入されていたわけですが、これを公募にすると、それによって競争原理が働いて、3社の中から選定するということになったということだろうと思います。

以上で質疑を終了させていただきたいと思います。

本日の議題をすべて終了いたしました。委員の先生方、議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。